

令和3年松前町条例第4号

松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(松前町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 松前町国民健康保険条例(昭和40年4月1日公布松前町条例)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 規則で定める日までの間、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から、労務に服</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 規則で定める日までの間、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症)をいう。以下同じ。))に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から、労務に服</p>

することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。ただし、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。ただし、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(松前町介護保険条例の一部改正)

第2条 松前町介護保険条例(平成12年松前町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第10条 次のいずれかに該当する者に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われていたならば令和2年2月1日前になるべき納期限が、当該届出が行われなかったため同日以後になった保険料を除く。)については、第9条第1項の規定にかかわらず、当該保険料を減免する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。次号において同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第10条 次のいずれかに該当する者に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われていたならば令和2年2月1日前になるべき納期限が、当該届出が行われなかったため同日以後になった保険料を除く。)については、第9条第1項の規定にかかわらず、当該保険料を減免する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という</u> <u>_____)</u>により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p>

(2) 省略 2 省略	(2) 省略 2 省略
----------------	----------------

(松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年松前町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>2 この条例による改正後の松前町国民健康保険条例附則第4項から第8項までの規定は、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたことにより、令和元年12月29日以後に療養のため労務に服することができなくなった被保険者について適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>2 この条例による改正後の松前町国民健康保険条例附則第4項から第8項までの規定は、<u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう_____）</u>に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたことにより、令和元年12月29日以後に療養のため労務に服することができなくなった被保険者について適用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。